

# 部活動の地域移行について

令和4年12月2日課長会資料  
和気町教育委員会

# 1 部活動の教育的位置づけ

教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第1章第5の1のウ）  
ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。  
特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が  
目指す資質・能力の育成に資するものであり、**学校教育の一環として、  
教育課程との関連が図られるよう留意すること**。その際、学校  
や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の  
各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるように  
するものとする。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、をそれぞれ規定している。

**部活動は、教育課程外に位置づけられた学校教育活動**

# 1 部活動の教育的位置づけ

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン 平成30年3月 スポーツ庁  
前文

○ 学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。

○ また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

○ しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、**少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機**にある。

○ 将来においても、全国の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、**運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要**がある。

**従前の運営体制では維持は困難。抜本的な改革が急務。**

## 2 部活動改革の論点

【今後の目指す姿】

学校の運動部活動では支えきれなくなっている中学生等のスポーツ環境について、**今後は学校単位から地域単位での活動に積極的に変えていく**ことにより、少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。このことは、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながる。

(中略) 運動部活動の教育的意義や役割については、**地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えるべき**である。運動部活動の地域移行は、**単に運動部活動を学校から切り離すということではなく、子供たちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、地域全体で子供たちの多様なスポーツの体験機会を確保する必要がある**。このため、地域の実情等に応じ、**適正なガバナンスを確保したスポーツ団体等が組織化され、意欲のある教師を含め専門性等を備えた指導者やふさわしい施設を確保し、適正な活動時間の中で生徒が複数種目を選択し参加するなど多様な活動も提供されることを目指すべき**である。地域におけるスポーツ振興により一層取り組む必要があり、国及び地方公共団体等において、運動部活動の改革を契機として、**中学生にとどまらず多様な世代が参加する地域のスポーツ環境の充実を図る機会にしていくことが重要**である。

### 3 部活動はこう変わる

# 地域移行でどう変わる？ 運動部活動改革

～運動部活動の地域移行に関する検討会議提言～





## 4 これからの和気町の児童生徒のために考えるべきこと

・提言では「休日の運動部活動の地域移行」を「**令和7年度末までに完了する**」との目標

・「**予算」「人材確保」「安全管理」「交通手段」「活動場所の確保」「大会の在り方**」など、課題は山積み

・部活動の**役割や環境は地域や学校によって多様**であり、それぞれに合った「答え」を見つけていく必要

・改革のカギは、似たような課題を持った学校・自治体が「（失敗も含めた）より多くの実践事例を共有し、**課題解決に向けてアイデアを出し合う**」こと

・地域移行の課題と同時に、**子どもたちのスポーツ・文化活動そのものの在り方を見直す**必要性

部活動の地域移行は、和気町全体で子どものスポーツ・文化機会を確保するという「**新たなスポーツ・文化環境の構築**」であると捉え、各部署にご協力をお願いしたい。